

基幹インフラ制度への医療分野の追加について

経済安全保障推進法の概要

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号))

法律の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

1. 基本方針の策定等(第1章)

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度(第2章)

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定	事業者の計画認定・支援措置	政府による取組	その他
・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定	・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定 ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援	・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置	・所管大臣による事業者への調査

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(第3章)

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

審査対象	事前届出・審査	勧告・命令
・対象事業：法律で対象事業の外縁(例：電気事業)を示した上で、政令で絞り込み ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定	・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出 ・事前審査期間：原則30日(場合により、短縮・延長が可能)	・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置(重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等)を勧告・命令

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度(第4章)

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託(シンクタンク)等を措置。

国による支援	官民パートナーシップ(協議会)	調査研究業務の委託(シンクタンク)
・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等	・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置 ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等 ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務	・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

5. 特許出願の非公開に関する制度(第5章)

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング(第一次審査)	保全審査(第二次審査)	保全指定	外国出願制限
・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付	①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度 ②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮	・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等	補償

基幹インフラ制度への医療分野の追加に関する経緯

- 経済安全保障推進法の一部改正法（令和6年法律第28号）の衆議院及び参議院の附帯決議や経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において、医療分野を基幹インフラ制度の対象に追加することを検討することとされた。
- その後、第11回経済安全保障法制に関する有識者会議（令和6年12月24日）において、以下のとおりとされた。

基幹インフラ制度への医療分野の追加については、近年、医療機関がサイバー攻撃を受けているところ、

- ・ 今後、医療DXの推進やそれに伴う医療機関のシステム環境の変化が見込まれること
- ・ サイバー安全保障に関する有識者会議（※）で基幹インフラ等に関する情報共有の促進等が提言されたことも踏まえ、以下の方針で検討を進め、速やかに必要な対応を行う。

（※）「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」（事務局：内閣官房）

- ① 個別の医療機関については、基幹インフラ制度の対象となり得る医療機関や特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る。
- ② 支払基金（※）については、基幹インフラ制度の対象となり得る特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る。

（※）「社会保険診療報酬支払基金」。厚生労働省は、医療DXの推進に当たり、同基金を改組し、診療報酬等の審査支払機能に加え、医療DXに係るシステムの開発・運用主体とする予定。

経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の概要

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）、事業者（特定社会基盤事業者。令和7年7月31日時点で257者）を指定し、国が定めた重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度を構築。令和5年11月に経済安全保障推進法が施行され、令和6年5月17日から制度運用開始。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。

制度のスキーム



(1) **対象事業**…法律で次の分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送 (注)	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

(2) **対象事業者（特定社会基盤事業者）**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

(注) 港湾運送分野については、令和7年4月1日に施行。令和7年11月2日より届出義務の適用開始。

基幹インフラ制度への医療分野の追加について（案）

医療機関について（案）

- 近年、医療機関がサイバー攻撃等を受けてシステムに影響が生じる事案が発生しているが、医療機関においては、更なる医療DXの推進によりデジタル化・ネットワーク化が一層進むことが見込まれることから、今後、サイバー攻撃等を受けた場合には医療の安定的な提供への影響が現在よりも大きくなる可能性がある。
- 医療機関がサイバー攻撃等を受けた場合でも、地域の医療を安定的に提供するための「最後の砦」を確保することが必要と考えられることから、**高度な医療（救命・災害医療等を含む。）を提供する能力等を有する医療機関については、地域の医療の安定的な提供の確保に重要な役割を果たしている医療機関として基幹インフラ制度の対象**とし、サイバー攻撃等への対応強化を図ることとする。
- その具体的な対象範囲については、特定社会基盤事業者の指定基準の考え方である**事業規模**（病床数等）及び**代替可能性**（地域医療において果たす役割や医療提供能力等）のほか、**地域性、救急医療や災害拠点としての役割**などの観点からも、引き続き精査する。その際、医療機関は、既存の特定社会基盤事業者と比較し事業規模が小さく、医業収入は公定価格である診療報酬が中心であり、特定社会基盤事業者としての対応が負担となり得ることに留意しつつ、引き続き精査する。
- また、特定重要設備等については、医療機関の役務の提供にあたって重要な設備を念頭に、引き続き精査する。

支払基金（医療DX）について（案）

- **支払基金**は、主に診療報酬の審査・支払業務を行っているが、**医療DXの推進にあたって中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用主体となる予定**。これにより、多くの医療情報が集積され、医師による診療に活用されるなど、より質の高い医療の提供に繋がる。
- 医療DXが普及・浸透していくことを踏まえると、電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス、およびその基盤となるオンライン資格確認等システムが停止した場合、**医療機関や薬局で円滑な診療・服薬指導等の安定的な医療の提供に支障が生じ、「広範囲又は大規模な社会的混乱」が生じると考えられる**。
- そのため、**支払基金**を特定社会基盤事業者とし、**電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備**を特定重要設備とすることを念頭に制度改正に向けた検討を進める。

電子カルテ情報共有サービス

全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、医療機関や薬局等との間で電子カルテ情報を共有する仕組み。

電子処方箋管理サービス

電子的に処方箋の運用を可能とする仕組み。この仕組みにより、薬の処方・調剤の際に、患者が直近で処方・調剤された内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能となる。

オンライン資格確認等システム

マイナンバーカードのICチップ等により、オンラインで資格情報の確認ができるシステム

サイバー対処能力強化法（令和7年法律第42号）の概要

- 国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①官民連携の強化、②通信情報の利用、③攻撃者のサーバ等への侵入・無害化、④NISCの発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置等の実現に向け検討を進めるとされた。
- これら新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、令和6年6月7日からサイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議を開催し、同年11月29日に提言を取りまとめ。
- この提言を踏まえ、令和7年2月7日に「サイバー対処能力強化法案」及び「同整備法案」を閣議決定。国会での審議・修正を経て、同年5月16日に成立、同月23日に公布。

概 要

総 則 □ 目的規定、基本方針等（第1章）

官 民 連 携（強化法）

- 基幹インフラ事業者による
 - ・ 導入した一定の電子計算機の届出（第2章）
 - ・ インシデント報告
- 情報共有・対策のための協議会の設置（第9章）
- 脆弱性対応の強化（第42条）
- 〔その他、雑則（第11章）、罰則（第12章）〕

通信情報の利用（強化法）

- 基幹インフラ事業者等との協定（同意）に基づく通信情報の取得（第3章）
- （同意によらない）通信情報の取得（第4章、第6章）
- 自動的な方法による機械的情報の選別の実施（第22条、第35条）
- 関係行政機関の分析への協力（第27条）
- 取得した通信情報の取扱制限（第5章）
- 独立機関による事前審査・継続的検査等（第10章）

→ □ 分析情報・脆弱性情報の提供等（第8章） ←

アクセス・無害化措置（整備法）

- 重大な危害を防止するための警察による無害化措置
- 独立機関の事前承認・警察庁長官等の指揮 等（警察官職務執行法改正）
- 内閣総理大臣の命令による自衛隊の通信防護措置（権限は上記を準用）
- 自衛隊・日本に所在する米軍が使用するコンピュータ等の警護（権限は上記を準用） 等（自衛隊法改正）

組織・体制整備等（整備法）

- サイバーセキュリティ戦略本部の改組、機能強化（サイバーセキュリティ基本法改正）
- 内閣サイバー官の新設（内閣法改正） 等

施行期日

公布の日(令和7年5月23日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 等

參考資料

記載例

1. 特定重要設備の概要

①	特定重要設備の種類	〇〇〇〇による安全保障の確保の推進に関する〇〇〇〇に関する省令 〇〇〇〇の設備
②	特定重要設備の名称	×××に係る設備
③	特定重要設備の機能	〇〇、△△、××、に係るサービスを提供
④	特定重要設備を設置する場所	〇〇（△県、×県）
	特定重要設備を使用する場所	〇〇

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的		・〇〇に伴う導入 ・△△に伴う導入
	導入に携わる者に関する事項 ⑤	名称及び代表者の氏名	名称: ×× 代表者: △△
		住所	〇〇
		設立準拠法国等	〇国
		導入との関係	〇〇に該当。△を行う。
⑥	時期		〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

【記載事項に関する説明】

- ① 省令において定められている特定重要設備のうちのいずれに該当するかを記載。
- ② 特定重要設備を特定する事項として品名や型番号等を記載。
- ③ 特定重要設備が有する固有の役割を果たす機能を記載。
- ④ 特定重要設備を設置する場所、使用・操作する場所を記載。少なくとも都道府県までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載。
- ⑤ 特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者に関する情報を記載。
 (1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者
 (2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
- ⑥ 特定重要設備を導入するために必要な一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点（年月日）を記載。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載。

記載例

3. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	名称: ××、代表者: △△
住所	〇〇
⑦ 設立準拠法国等	〇国

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
⑧ ①	〇〇太郎	△国	〇.×%(△年△月△日)
②			
③			
④			

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
⑨ ①	〇〇太郎	△年△月△日	〇国
②			
③			
④			

【記載事項に関する説明】

- ⑦ 設立に当たって準拠した法令を制定した国名又は地域名を記載。
- ⑧ 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載。
- ⑨ 相手方の役員(省令で定める範囲の役員。例えば、指名委員会等を設置する株式会社であれば取締役及び執行役)の氏名、生年月日、国籍等を記載。

記載例

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

⑩ ○年○月○日～○年○月○日の3年間 ⑪ 該当あり□、該当なし☒		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

⑫ 工場又は事業場の所在地	○国
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	☒

4. 構成設備に関する事項(省略) ※特定重要設備と同様の事項

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェックボックス	備考欄
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	☒	※左記と同一でない取組を行っている場合は、その内容を記載

【記載事項に関する説明】

⑩ 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度を記載。
 例えば、事業年度が毎年4月1日～翌年3月31日の場合、届出を2025年8月1日に行ったときは、2022年4月1日～2025年3月31日の3年間、届出を2025年5月1日に行ったときは、2021年4月1日～2024年3月31日の3年間になります。

⑪ 記載した期間のうちいずれか、1事業年度において、外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体との取引について、国ごとに合計した売上高の額が、特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合の25%以上であるときは、該当ありにチェックし、それ以外の場合は該当なしにチェックする。
 該当なしにチェックした場合、事業年度・国名・割合の記載は不要。

⑫ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載。

導入等計画書の本体の他以下の添付書類の提出もご提出いただく必要があります。

- ✓ 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所及び設立準拠法等（個人の場合は氏名、住所及び国籍等がわかるもの（登記事項証明書※等）
- ✓ 特定重要設備の供給者の役員等（以下の①から⑤までに掲げるもの）の氏名、生年月日及び国籍等がわかるもの（登記事項証明書※等、旅券の写し等）
 - ① 株式会社：取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）
 - ② 持分会社：業務執行社員
 - ③ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合：理事
 - ④ 民法組合：組合員
 - ⑤ その他の法人又は団体：①から④までに定める者に準ずる者
- ✓ リスク管理措置を講じていることを証する資料（情報セキュリティインシデント等が発生した場合の対応方針・体制の内容がわかるマニュアル、特定重要設備の情報セキュリティ要件の内容が分かる契約書等）

※供給者等が日本で登記している場合、登記事項証明書の添付を省略可

（注）下線を引いている情報は、供給者等から、直接事業所管大臣に提供できます。

※ リスク管理措置の一部の項目の確認書類も、直接事業所管大臣に提供できます。